

その他有価証券の評価差額に対する税効果について

今回は、多くの企業で保有しているその他有価証券について、決算時の時価評価の際に発生するその他有価証券の評価差額に対する税効果会計についてご紹介したいと思います。

その他有価証券の評価差額に係る一時差異は、原則として個々の銘柄ごとにスケジューリングを行い、評価差損に係る将来減算一時差異については当該スケジューリングの結果に基づき回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上し、評価差益に係る将来加算一時差異については繰延税金負債を計上することとされています。

ただし、その他有価証券の評価差額に係る一時差異が、スケジューリング可能な一時差異である場合は、評価差損が生じている銘柄と評価差益が生じている銘柄に区分し、評価差損の銘柄ごとの合計額に係る将来減算一時差異についてはスケジューリングの結果に基づき回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上することができるとされています。

一方、スケジューリング不能な一時差異である場合は、評価差損の銘柄ごとの合計額と評価差益の銘柄ごとの合計額を相殺した後の純額の評価差損に係る将来減算一時差異について、長期的には売却されることを考慮し以下の税効果会計の会社分類に応じて回収可能性を検討することとなります。(なお、分類④及び分類⑤に該当する企業についてはスケジューリング不能な一時差異であるため、繰延税金資産の回収可能性はないものとされています。)

分類①	純額の評価差損に係る繰延税金資産の回収可能性があるものとする。
分類②	
分類③	将来の合理的な見積可能期間(※)の一時差異等加減算前課税所得の見積額にスケジューリング可能な一時差異の解消額を加減した額に基づき、純額の評価差損に係る繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産の回収可能性があるものとする。

(※) おおむね5年とされるが、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には5年を超える年数となる。

なお、上記の場合においても減損処理したその他有価証券に関しては、期末における時価が減損処理の直前の取得原価に回復するまでは、減損処理後の時価の上昇に伴い発生する評価差益は将来加算一時差異ではなく減損処理により生じた将来減算一時差異の戻入れとなるため、原則どおり、個々の銘柄ごとにスケジューリングを行う必要がある点に留意が必要となります。

以上